

空家等は適切に管理しましょう

岡都市建設課管理計画班 ☎84-1217

近年、地域における人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などにより、適切に管理されていない空家が増え、防災・衛生・景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすケースが発生しています。

●「空家」「管理不全空家」「特定空家」とは

年間を通して利用が無い建物を「空家」といいます。(国や地方公共団体が所有・管理しているものは除く)

このうち、そのまま放置すると著しく危険かつ不衛生な状態になる空家については、今後「管理不全空家」または「特定空家」として町が認定し、所有者などに対して助言・指導・勧告・命令などの措置を行います。

また、指導を受けながら撤去・修繕などの改善がされ

ない場合、固定資産税の住宅用地特例から除外される可能性があります。

●空家の適正な管理は所有者の責任です

空家の所有者や管理者は、周辺の方が快適に生活できるよう心がけましょう。

・建物を定期的に点検するほか、敷地内の草木の剪定(せんてい)や除草をこまめに行いましょう。

・火災や害虫・害獣などの発生の原因になるので、敷地内に剪定した枝やごみを放置しないようにしましょう。

●こんなときはお問い合わせください

- ・地域の空家のことで困っていることがあるとき
- ・空家の適正管理や利活用について知りたいとき

町営住宅入居者募集

岡都市建設課管理計画班 ☎84-1217

募集団地 栗山団地1戸、小田部団地4戸

間取り等 木造・長屋タイプ

(6畳2間・台所・浴室・便所)

※浴槽は入居者で設置

家賃 収入に応じて決定

入居資格(下記の条件すべてにあてはまる方)

- ①町内に住所または勤務場所がある方
- ②現に同居し、または同居しようとする親族がある方
(単身者は、60歳以上)
- ③現に住宅に困窮している方
- ④収入が一定基準以下で、税金等の滞納がない方
- ⑤独立の生計を営み、かつ入居申込者と同等以上の収入がある連帯保証人がいる方
- ⑥入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

申込期限 10月25日(金)

※都市建設課に申請書があります。印鑑をご持参ください。

入居時期 12月上旬の入居を予定

選考方法 町営住宅入居者選考委員会に意見聴取の後
に決定

10月15日(火)～21日(月)は 違反建築防止週間です

岡都市建設課管理計画班 ☎84-1217

建築基準法は、私たちの生命や健康・財産を守るため、建物等の安全性の確保に関する敷地や構造などについて、さまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。

また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

なお、新築時は適法でも、その後の改修や用途の変更により違反となる場合がありますので、改修などの際には事前に建築士に相談しましょう。

